

事業概要書

予算科目	款	3	項	1	目	1	中事業名	低所得者支援給付金事業	
事業名等	低所得者支援給付金事業							予算計上額	174,739 千円
概要	デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として実施する「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」において、定額減税と併せて実施する低所得者支援及び定額減税を補足する給付のうち、低所得者支援として令和6年度新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯となった世帯に対して10万円を給付する。また、これらのうち子育て世帯にはこども1人当たり5万円の加算を実施する。 【対象者】 (1) 基準日(令和6年6月3日)時点で志摩市に住民登録があり、令和6年度住民税所得割が非課税である世帯 ※受給の有無に関係なく令和5年度に物価高騰生活支援給付金(追加分)(7万円)、物価高騰生活支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)(10万円)の対象であった世帯を除く。 (2) 基準日において、(1)に該当する世帯に属する18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)がいる世帯 【予算内訳】・・・給付金、事務費については全額交付金措置 ○対象見込世帯数 1,600世帯(非課税:1,200世帯、均等割のみ:400世帯) こども加算 200人 ○給付金見込額 1,600世帯×10万円=160,000千円 こども加算 200人×5万円=10,000千円 ○事務費 4,739千円 【内訳】 時間外勤務手当:62千円 通信運搬費:13千円 口座振替手数料:198千円 委託料:4,466千円 (給付対象者抽出業務等委託料、給付申請事務等業務委託料)								
目的	物価高騰に苦しむ低所得者世帯の生活を支援することで、経済的安定と安心の確保を図ることを目的とする。								
必要性	物価高騰の影響を特に大きく受ける低所得者世帯に対し、その生活を早急に支援する必要がある。								
計画	令和6年度								
実施期間	令和6年 7月19日:対象世帯に案内通知等を発送 令和6年 7月下旬:対象世帯への給付を開始 令和6年 9月30日:申請締め切り 令和6年10月31日:事業終了								
効果	物価高騰による低所得者世帯の家計への影響緩和が期待できる。								
SDGs 関連項目	3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう								

志摩市低所得者支援給付金事業支給事務実施要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する低所得者への支援給付に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 志摩市低所得者支援給付金(新たに住民税非課税となる世帯への給付・新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付・こども加算給付)(以下「給付金」という。)は、前条の目的を達するために、市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象）

第 3 条 給付金の支給対象は、次に掲げる者とする。

(1) 令和 6 年 6 月 3 日(以下「基準日」という。))において、市の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 8 条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下同じ。)を世帯主とする世帯の全員の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による令和 6 年度分の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)所得割が非課税である世帯(以下「住民税非課税等世帯」という。)

(2) 基準日において、前号に掲げる世帯に属する 18 歳以下の児童(平成 18 年 4 月 2 日以降に生まれた児童)がいる世帯(以下「子育て世帯」という。)

（支給対象外）

第 3 条の 2 前条第 1 号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる者は支給の対象外とする。

(1) 市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯

(2) 租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯

(3) 「令和 5 年度補正予算の成立を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について」(令和 5 年 11 月 29 日付内閣府通知)に示す「低所得

世帯支援枠」としての給付若しくは「令和 5 年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の使用の閣議決定を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について」（令和 5 年 12 月 22 日付内閣官房通知）に示す「給付金・定額減税一体支援事業」としての「個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付」のいずれかの支給対象となった世帯又は「給付金・定額減税一体支援事業」としての「新たに住民税非課税等となる世帯への給付」を受給した世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主を含む世帯

2 前条第 2 号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる者は支給の対象外とする。

(1) 子育て世帯の児童のうち現に扶養していない児童

(2) 「令和 5 年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の使用の閣議決定を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について」（令和 5 年 12 月 22 日付内閣官房通知）に示す、「給付金・定額減税一体支援事業」としての「こども加算」の対象となった児童

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、支給対象とする。

(支給額)

第 4 条 住民税非課税等世帯に支給する給付金の金額は、1 世帯当たり 10 万円とする。

2 子育て世帯に支給する給付金の金額は、扶養する児童 1 人当たり 5 万円とする。

(受給権者)

第 5 条 給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成員がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成員のうちから選ばれた者)とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)又は老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(支給の方式)

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手続を行わなければならない。

(1) 住民税非課税等世帯 志摩市低所得者支援給付金（非課税世帯・均等割のみ課税世帯分）支給要件確認書（様式第1号。以下「確認書」という。）の提出及び志摩市低所得者支援給付金（非課税世帯・均等割のみ課税世帯分）申請書(請求書)(様式第2号。以下「申請書」という。）による申請

(2) 子育て世帯 志摩市低所得者支援給付金(こども加算分)支給要件確認書（様式第3号。以下「こども加算分確認書」という。）の提出及び志摩市低所得者支援給付金(こども加算分)申請書(請求書)(様式第4号。以下「こども加算分申請書」という。）による申請

2 給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第4号に掲げる方式は、受給権者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合、その他第1号から第3号までの方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 受給権者が確認書若しくは申請書又はこども加算分確認書若しくはこども加算分申請書(以下「確認書等」という。)を郵送により市又は市が委託した窓口(以下「市の窓口」という。)に提出し、市長が受給権者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) オンライン申請方式 受給権者が市の案内する電子申請システムを利用して申請を行い、市長が受給権者の指定する金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口申請方式 受給権者が確認書等を市の窓口に提出し、市長が受給権者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(4) 現金受領方式 受給権者が確認書等を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口若しくは現金書留により現金を交付することにより支給する方式

3 受給権者は、給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、受給権者本人による申請であることを証する。
(代理による申請)

第7条 受給権者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成員
 - (2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。)
 - (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
- 2 代理人が給付金の確認書及びこども加算分確認書の提出をするときは、確認書及びこども加算分確認書の委任欄への記載をするものとし、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出する。また、この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。
- 3 市長は、代理人が第 1 項第 1 号の者にあつては住民基本台帳により、同項第 2 号及び第 3 号の者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第 8 条 給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

- 2 確認書等の提出期限は、令和 6 年 9 月 30 日とする。

(支給の決定)

第 9 条 市長は、第 6 条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該受給権者に対し給付金を支給する。

(給付金の支給等に関する周知等)

第 10 条 市長は、事業の実施に当たり、受給権者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 11 条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、受給権者が、第 8 条第 2 項の提出期限までに第 6 条第 1 項に規定する手続を行わないときは、受給権者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第 9 条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、受給権者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第 12 条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 13 条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別記(第 5 条関係)

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者(以下「申出者」という。)については、基準日時点で申出者が志摩市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の給付金については、市から支給する。

① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者(婦人相談所一時保護所(一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。))又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族(配偶者を除く。以下同じ。)など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別に行っている入所者を含む。)及びその同伴者であって、基準日において市に住民票を移していない者

② 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 10 条に基づく保護命令(同条第 1 項第 1 号に基づく接近禁止命令又は同項第 2 号に基づく退去命令)が出されていること。

② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力

の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。)が発行されていること。なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署)や行政機関や関係機関と連携して DV 被害者支援を行っている民間支援団体(婦人保護事業委託団体、地域 DV 協議会参加団体及び補助金等交付団体)が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和 42 年自治振第 150 号等自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。

④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童(児童(基準日時点で満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。))及び児童以外の者(基準日時点で原則として満 22 歳に達する日の属する年度の末日までにある者(疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。))及び(6)における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。))については、市における申請・受給権者とする。

(1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童(保護者(児童福祉法第 6 条に規定する保護者をいう。(2)において同じ。))の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。)

(2) 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。))に入所し、若しくは同法第 27 条第 2 項の規定により同法第 6 条の 2 の

2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関(以下「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、又は同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 27 条の 2 第 1 項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2 月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。)

(3) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 373 号)第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。)第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成 14 年法律第 167 号)第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(4) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 36 条に規定する婦人保護施設に入所している児童(2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(5) 児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童

等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)

- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設(以下「母子生活支援施設」という。)に入所している者(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」(以下「措置入所等障害者・高齢者」という。)であつて、基準日において、市に住民基本台帳に記録されている者については、市における申請・受給権者とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者(措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者(成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。))を含む。以下同じ。)(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していない、いわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であつて、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、市において住民基本台帳に記録されたときは、市における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であつて、自己又はその未成年

の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、市における申請・受給権者とする。

事業概要書

予算科目	款	3	項	1	目	1	中事業名	定額減税補足給付金事業	
事業名等	定額減税補足給付金事業							予算計上額	363,154 千円
概要	デフレ完全脱却のための総合経済対策において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、一時的な措置として、国民の可処分所得を直接的に下支えする定額減税が実施されることが決定した。それを受けて、定額減税可能額の全額を減税しきれない方を対象に、定額減税を補足する給付（調整給付）を実施することが決定されたため、対象者に給付金を給付する。 【対象者】 次のどちらにもあてはまる者 (1) 令和6年1月1日時点で志摩市に住所を有する者（志摩市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25 年法律第226 号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。） (2) 合計所得金額が1,805万円以下で定額減税可能額が定額減税前の「令和6年度分個人住民税所得割額」または「令和6年分推計所得税額（令和5年分所得額）」を上回る者 ※定額減税可能額 所得税分＝3万円×（扶養親族数+1） 個人住民税所得割分＝1万円×（扶養親族数+1） 【予算内訳】・・・給付金、事務費については全額交付金措置 ○対象見込人数 8,600人 ○給付金見込額 350,000千円 ○事務費 13,154千円 【内訳】 時間外勤務手当：80千円 通信運搬費：5千円 口座振替手数料：1,041千円 委託料：12,028千円 （給付対象者抽出業務等委託料、給付金申請事務等業務委託料）								
目的	物価高騰の影響を受ける市民の生活を支援することで、経済的安定と安心の確保を図ることを目的とする。								
必要性	物価高騰の影響を受ける市民に対し、その生活を支援する必要がある。								
計画	令和6年度								
実施期間	令和6年 8月 5日：対象世帯に案内通知等を発送 令和6年 8月下旬：対象世帯への給付を開始 令和6年10月31日：申請締め切り 令和6年11月29日：事業終了								
効果	物価高騰による家計への影響緩和が期待できる。								
SDGs 関連項目	3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう								

志摩市定額減税補足給付金事業支給事務実施要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する定額減税補足給付に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 志摩市定額減税補足給付金(以下「調整給付金」という。)は、前条の目的を達するために、市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第 3 条 調整給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、令和 6 年 1 月 1 日時点で市に住所を有する者(市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割(以下「個人住民税所得割」という。)が課される者を含む。)とする。ただし、第 1 号においては、令和 5 年分所得税に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える者を除き、第 2 号においては、令和 6 年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える者を除く。

(1) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者(所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)上の居住者に限る。)

ア 3 万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者(いずれも令和 5 年 12 月 31 日時点で国外に居住する者を除く。)の数に 1 を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和 6 年分所得税額として推計した額(令和 5 年分所得税額)

(2) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

ア 1 万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者(いずれも令和 5 年 12 月 31 日時点で国外に居住する者を除く。)の数に 1 を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和 6 年度分個人住民税所得割の額

2 前項第 1 号イの規定における令和 6 年分所得税額として推計した額(令和

5 年分所得税額)は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等(以下「確定申告書等」という。)から把握できる令和 5 年分所得税額又は令和 6 年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

- 3 第 1 項第 1 号イの規定における令和 6 年分所得税額として推計した額(令和 5 年分所得税額)及び同項第 2 号イの規定における令和 6 年度分個人住民税所得割の額は、所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号)による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税は含まない。

(支給額)

第 4 条 前条の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金の金額は、次に掲げる額の合算額(1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)とする。

- (1) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額(当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。)

ア 前条第 1 項第 1 号アに掲げる額

イ 前条第 1 項第 1 号イに掲げる額

- (2) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額(当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。)

ア 前条第 1 項第 2 号アに掲げる額

イ 前条第 1 項第 2 号イに掲げる額

- 2 前項第 1 号ア及びイ並びに第 2 号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を進める日(以下「事務処理基準日」という。)は、令和 6 年 6 月 3 日とする。

- 3 事務処理基準日以降に生じた第 1 項第 1 号ア及びイ並びに第 2 号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金の金額に反映しないものとする。ただし、当該修正等により調整給付金の支給対象者でなくなった場合は、この限りではない。

(受給権者)

第 5 条 調整給付金の受給権者は、第 3 条における支給対象者とする。

(調整給付金の申請等の方法)

第 6 条 市は、第 3 条に規定する支給対象者のうち、志摩市物価高騰生活支

援給付金事業支給事務実施要綱(令和 5 年志摩市告示第 106 号)に基づく給付金の振込に利用した金融機関の口座に係る情報を保有する者に対し、調整給付金の支給の申込みを行う。

- 2 前項による支給の申込みを受けた支給対象者(以下「被申込者」という。)は、受給の拒否又は登録口座の変更を申し出ることができる。

第 7 条 被申込者以外の支給対象者及び登録口座の変更を申し出た被申込者(以下「申請者」という。)は、「志摩市定額減税補足給付金(調整給付)支給要件確認書」(別記様式。以下「確認書」という。)を市に提出することにより調整給付金の受給の申請を行うものとする。

- 2 第 1 項に定める確認書の提出は、郵送及び市又は市が委託した窓口(以下「市の窓口」という。)への持参又は市の案内する電子申請システムによりオンラインで行うものとする。

- 3 申請者は、給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請)

第 8 条 申請者に代わり、代理人として調整給付金の受給の申請又は受給を行うことができる者は、次の各号に掲げる者に限る。

(1) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。)

(2) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

- 2 代理人が第 7 条第 2 項の規定による確認書の提出(市の案内する電子申請システムによりオンラインで行うものを除く。)をするときは、確認書の委任欄への記載をすること。また、この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

- 3 市長は、代理人が第 1 項第 1 号及び第 2 号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給の方式)

第 9 条 調整給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

なお第 3 号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合、その他第 1 号及び第 2 号による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 支給の申込みの際に被申込者へ通知した金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 申請者が振込を希望する金融機関の口座に振り込む方式
 - (3) 現金書留により現金を送付する方式
- (申請期限)

第 10 条 申請等の受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 第 6 条第 2 項の申出の期限は、令和 6 年 8 月 20 日とする。

3 第 7 条による申請の期限は、令和 6 年 10 月 31 日とする。

(支給の決定等)

第 11 条 市長は、被申込者が前条第 2 項に規定する日までに第 6 条第 2 項による申出を行わないときは、申込みを承諾したとみなし、当該被申込者に対し調整給付金を支給することを決定する。

2 市長は、第 7 条の規定により確認書を受領し、内容を確認の上、調整給付金を支給すべきと認めたときは、当該申請者に対し調整給付金を支給することを決定する。

(調整給付金の支給等に関する周知等)

第 12 条 市長は、事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 13 条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請者から第 10 条第 3 項の申請期限までに第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定による申請が行われなかった場合、申請者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第 11 条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第 14 条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金の返還を求める。

2 調整給付金の支給を受けた者が、修正申告等により第 3 条に規定する支給対象者でなくなった場合は、調整給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 15 条 調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。